平成29年4月26日　改訂

高度人材ポイント制による出入国管理上の優遇制度

ポイント計算により，高度外国人材と認定されれば出入国管理上の優遇措置を受けることができます！

70点で優遇！

裏面のポイント計算表でチェック！

高度外国人材が行う３つの活動類型

高度学術研究活動「高度専門職１号（イ）」

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導又は教育をする活動

高度専門・技術活動「高度専門職１号（ロ）」

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動

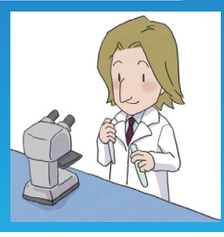

高度経営・管理活動「高度専門職１号（ハ）」

本邦の公私の機関において事業の経営を行い又は管理に従事する活動

高度外国人材として、入国・在留が認められた方は、以下のような出入国管理上の優遇措置を受けられます。

高度専門職１号の場合

①複合的な在留活動の許容
②「５年」の在留期間の付与
③在留歴に係る永住許可要件の緩和
④配偶者の就労
⑤親の帯同（一定の要件を満たすことが必要です。）
⑥家事使用人の帯同（一定の要件を満たすことが必要です。）
⑦入国・在留手続の優先処理

高度専門職２号の場合

a. 高度専門職１号の活動と併せてほぼ全ての就労資格の活動を行うことができる
b. 在留期間が無期限となる
c. 左記③から⑥までの優遇措置が受けられる

※「高度専門職２号」は「高度専門職１号」で３年以上活動を行っていた方が対象になります。

法務省入国管理局

制度に関する詳しい内容は，法務省入国管理局ホームページをご覧ください。
http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/index.html
※最寄りの地方入国管理局にもお問い合わせください。